

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の20第1項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令を次のように定める。

平成26年5月30日

防衛大臣 小野寺 五典

指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令

改正 平成26年7月24日省訓第40号  
平成27年4月10日省訓第20号  
平成27年10月1日省訓第39号  
平成28年1月29日省訓第3号  
平成28年3月31日省訓第34号  
平成29年3月31日省訓第28号  
平成30年3月30日省訓第26号  
平成30年6月27日省訓第36号  
平成31年3月29日省訓第18号  
令和2年3月30日省訓第19号

（趣旨）

第1条 この訓令は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11指定職俸給表の適用を受ける事務官等（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第4条第1項に規定する事務官等をいう。）の号俸に関し必要な事項を定めるものとする。

（防衛大臣の定める号俸）

第2条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第6条の20第1項に規定する防衛大臣が定める号俸は、別表のとおりとする。

2 防衛大臣は、特別の事情があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、指定職の号俸を指定することができる。

3 前項の指定職の号俸の指定に当たっては、一般職に属する国家公務員の例による。

4 防衛大臣は、第1項から前項までの規定により指定職の号俸を指定することが困難であると認める場合には、あらかじめ内閣総理大臣と協議して別に指定することができる。

（指定職号俸管理簿）

第3条 防衛大臣は、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸の運用及び決定の状況（年度途中において臨時に設置された指定職俸給表の適用に係る官職についての運用及び決定の状況を含む。）を、別記様式に定める指定職号俸管理簿により管理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に職員が受けている指定職の号俸及びその基礎となる官職ごとの号俸の運用については、この訓令の相当の規定に基づいて指定されているものとみなす。

3 第3条の規定に基づき作成する指定職号俸管理簿は、この訓令の施行の日から1年以内に作成するものとし、それまでの間は、指定職号俸管理簿に準じた事項を記載したものをもってこれに代えることができるものとする。

附 則（平成26年7月24日省訓第40号）（抄）

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）（抄）

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

- 2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則目次、第1条、第1条の3、第19条、第27条の9、附則第2項、別表第1、別表第1の2及び別表第6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表口の表防衛大学校の項（「統率・戦史教育室長」を

に改める  
国防論教育室長」

部分に限る。)、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び同表航空支援集団の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第65までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1千の表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号) (抄)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月29日省訓第3号) (抄)

この訓令は、平成28年1月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第34号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日省訓第28号) (抄)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日省訓第26号) (抄)

(施行期日)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月27日省訓令第36号) (抄)

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日省訓令第18号) (抄)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日省訓令第19号) (抄)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



